

集会宣言

2013年5月24日、私たちの強い反対にもかかわらず、番号法は成立した。その後施行すら始まっていないにもかかわらず、預貯金口座への番号付番やメタボ検診・予防接種データへの番号の紐付けなどの拡大法案が9月3日に成立してしまった。しかし利用拡大はそれにとどまらず、政府のIT総合戦略本部が作成した「マイナンバー制度活用ロードマップ」には戸籍、保険証、医療など税・社会保障・災害対策の分野を大きく超える利用拡大が示されており、2020年東京オリンピックにはテロ対策として利用しようとしている。私たちは様々な場面で共通番号によって国家が私たちの情報を手繰り寄せ、緻密に管理・監視していこうとすることに強い危惧を持ち、この制度の廃止を強く訴えていきたい。共通番号制度は秘密保護法、盗聴法の拡大、そしてフランスにおけるテロを契機として浮上してきている共謀罪などの市民監視・管理システムと同一線上に位置付くシステムであり、戦争国家体制構築のためのインフラとなることを阻止するために様々な監視法に反対している人たちとともに幅広い運動を作り出していこう。

個人番号通知は11月中に完了しなかった。ということは不在で受け取れなかった人は年内に受領できない可能性も高い。中小企業にも番号の収集・保管などの厳しい管理義務が課されるが、準備の整っていないところが多い。こうした現状からすると来年1月から制度の運用を開始することには大きな無理があると私たちは考える。番号記入を求められながら、通知カードすら届いていない場合は制度そのものの欠陥であり、申請者に瑕疵はない。私たちはこうした状況において制度の運用を開始すると様々な矛盾と混乱が発生するだろうと考える。来年1月の制度運用をまずは延期して制度の在り方について抜本的に見直す必要があるのではないのか。強く1月運用開始の延期を求めたい。

通知カードの片側には、個人番号カード(=マイナンバーカード)の申請書が付いている。政府は個人番号カードを2019年3月には8,700万枚配布するという計画を立てている。それに向けて法人や学校などの一括申請を可能にしたり、職員証や社員証としての利用も推奨している。極め付けなのは、10%消費増税の際の2%戻し税のための個人番号カード利用である。麻生財務相は「マイナンバーカードを持たない者は税の還付が受けられなくて当然だ」という個人番号カードの取得任意性の原則を全く無視した暴論を展開した。2020年東京オリンピックの入場規制への利用も浮上してきている。ワンカード化が進めば進むほど情報漏洩の危険性は格

段に高まる。危険な個人番号カードの申請はやめようという合言葉をもっと多くの人々に届けていきたい。

個人番号（＝マイナンバー）は住民票コードと違って、税や社会保障の申告や申請の際に記入を求められる。税についても社会保障についても今のところ未記入でも書類は受理され、不利益がない、と政府は説明している。とはいえ、会社や自治体による番号収集が開始され、半強制的な空気が流れていることを耳にする。番号法的にも申請者の番号記入は義務ではないので、書かないで不利益のないよう引き続き注視し続ける必要があるだろう。私たちも番号記入が強制されないよう様々な場面で記入拒否も含めて取り組みを強化していきたい。

12月1日、仙台、新潟、金沢、東京、大阪の全国5か所で一斉に共通番号違憲訴訟が提訴された。この裁判は共通番号制度が憲法で保障されているプライバシー権を侵害するものであることを真っ向から問うものとなるだろう。是非ともこの裁判の意義を広めていき、多くの方々とともに支援していきたい。必ずや共通番号制度廃止への大きな力となっていくと期待を込めて。

最後に私たちは本日の集会の内容を踏まえて、政府に対して以下の事項を要請する。政府は真摯に私たちの要請を受けとめられたい。

1. 運用開始に値する準備が不足している状況を鑑みて2016年1月の共通番号制度運用開始を延期すること。
2. 個人番号カード（＝マイナンバーカード）の所持を強制するような施策を行わないこと。
3. 共通番号（＝マイナンバー）記入が求められる申告・申請書類に共通番号の記入がなくても受理し、不利益を与えないことを周知徹底すること。
4. 共通番号制度運用の検証が行われていないのに、利用拡大を法制化しないこと。検証作業の中で制度そのものの廃止も含めて抜本的な見直しを行うこと。

2015年12月12日

マイナンバー制度の廃止を求める12・12集会 参加者一同